

下京のひびき

市民しんぶん
下京区版
6/15

推計人口 69,915人
男 32,572人
女 37,343人
世帯数 32,380世帯
(平成11年5月1日現在)

先人の偉業を受け継ぎ さらなる発展を



垂れ幕を掲げて節目を祝う



開智童心太鼓で力強く記念事業のスタート

下京区誕生
120周年

記念式典・

シンポジウムを開催

私たちの下京区は、市制施行よりも早く、明治維新から間もない明治12年3月に誕生しました。

下京区の誕生に前後して私たちの先人は、進取と独創の精神に支えられた自治の気概をもって、番組小学校の設置や琵琶湖疏水の開削による市街電車の開通など、全国に誇る偉業を次々とここの下京区において成し遂げました。

現在に至る下京区の発展は、こういった先人の大計に立った偉業の賜と考えられます。誕生120周年を迎えた今年、この輝かしい節目の年を祝うとともに、先人たちの偉業を受け継ぎ、現在に生きる私たちもまた、後世になにかを残していかなければなりません。

下京区120周年記念事業委員会

下京区民の皆様へ

下京区誕生120周年おめでとうございます。

下京区は明治12年に誕生して以来、町衆の伝統を引き継ぎながらも創造を続け、京都の玄関口として発展を遂げてきました。

現在、この下京区が、21世紀への飛躍と世界に向けた発信という大きな役割を担う、魅力と活気あふれるまちとして、さらに発展するよう、区民の皆様とのゆるぎないパートナーシップを礎に、下京区の基本計画の策定を進めております。

今後とも、区民の皆様のご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。



京都市長

梶 幸 頼 兼

日時	7月4日(日) 午後1時40分～5時
場所	シアター11200 (京都駅ビル内)
第一部 記念式典	
第二部 記念シンポジウム	
参加費	無料 *申込不要。
当日会場へお越しください。	(約500名収容可)

では、下京区の誕生日である3月14日に記念事業の発進式を執り行い、これを皮切りに様々な事業を展開していきます。

その中でも、下京区誕生120周年を盛大に祝うメインイベントとして、7月4日(日)に記念式典とシンポジウムを開催します。

この催しが、新たな時代のまちづくりの契機となるよう、区民の皆さんのご参加・ご協力をよろしく願います。

(2面に関連記事)



式典・シンポジウムにご参加を

り、榊本頼兼京都市長の祝辞、120周年記念特別表彰、皆さんから公募した下京区のマスコットの披露と最優秀賞の表彰など、華やかな式典を行います。

民の皆さんとともに、記念すべき年を盛大にお祝いし戦していかねばなりません。パネルディスカッション

うした課題に積極果敢に挑戦していかねばなりません。パネルディスカッション。

◆記念シンポジウム
新たな世紀を目前にして、私たちのまちは、少子シンポジウムを開きます。

このような観点から、更には、4人の学識者にそれぞれの魅力あふれる下京区をめ、それぞれの視点から、下京の21世紀のまちづくりについて語っていただきます。

高齢化の進行や地域コミュニティの弱体化、都心の問題に造詣の深い、京都大学教授の西村周三さん。みませんか。

町衆のまち・下京区の誕生、大きな岐路に差し掛かっています。私たちは、こるに当たって、気になる高総務課（☎371・7101）



山田浩之氏（下京区基本計画策定懇談会座長
・京都大学名誉教授）
槇村久子氏（奈良県立商科大学教授）
西村周三氏（京都大学教授）
コーディネーター
三輪泰司氏（地域計画建築研究所会長）

下京区は、明治12年3月14日に産声を上げ、明治、大正、昭和そして平成と年輪を重ね、本年、誕生100周年を迎えました。平成元年の10周年記念時から10年の流れは速く、区民の

日々の暮らしでのニーズも多種多様化し、十年一昔ではなく、五年一昔、すなわち二昔も過ぎた今日です。

こんな時流を考える時、下京区の区勢は決して良好なものとは思われません。

区民一人ひとりの郷土愛

から発する叱咤激励に鞭打

たれ、誕生120周年の今年、

今日の視點に立脚し、各種

団体が団結し、事業委員会

去る3月14日

に発達式を行い、多彩な記念事業の実行に取り組んでおります。私たち委員会は、区民の皆さんの声を背に事業計画を立て、同時に、下京区の活性化の原動力となることができればと願っております。

「下京区輝く年輪10年」をスローガンに各種団体が力を合わせ、21世紀へ飛翔します。「温め合う 見知らぬ会釈 もらう町」こんな願いで、さらなる下京の発展をめざして頑張りますので皆さんのご協力・ご支援をよろしくをお願いいたします。台掌。

下京区の北西に位置し、京都有数のターミナルである四条大宮地区。京都市では、この地区がより活気と魅力のあるまちとなるための指針として、平成8年から「四条大宮地区再生ガイドプラン」づくりを進めてきました。

平成9年から、同地区の有志により「四条大宮まちづくりを考える会」が発足し、市とともによりよいま

住民・企業など地域の活性化とともに推進

ちづくについて検討を重ねてきました。この結果、
・景観協定」は、良好な建
築物を誘導する協定として
同地区において住民などの

間で、「まちづくり・景観協定」が結ばれ、この協定の運営とより具体的な活動をを進める組織として、「四條大宮まちづくりを考える会」を発足させ、住民、事

間でも「まちづくり・景観協定」が結ばれ、この協定の運営とより具体的な活動をを進める組織として、「四條大宮まちづくりを考える会」を発足させ、住民、事

間に位置付けており、このたび、市街地景観整備条例に基づき景観協定第一号として認定される予定です。これにより、今後この

業者、各町内会、商店街などが参加し、ともににまちづくりを進めています。

景観協定第一号

地区で建物の新築などを行う場合は、事前に都市計画局都市景観課への届出が必ずとなります。

市では、失業や不測の事態に陥る世帯に夏季特別生活資金を貸し付けます。

相談日 7月13日(火) 午前9時～正午

対象に次のとおり夏季特別生活相談を行い、必要と認めらるる世帯に夏季特別生活資金を貸し付けます。

市では、失業や不測の事態に陥る世帯に夏季特別生活資金を貸し付けます。

相談日 7月13日(火) 午前9時～正午

対象に次のとおり夏季特別生活相談を行い、必要と認めらるる世帯に夏季特別生活資金を貸し付けます。

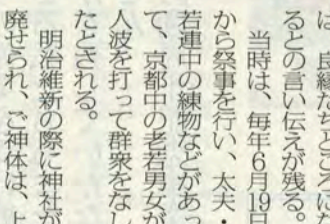
貸付日 7月23日(金) めて2年以内に、原則として
貸付内容 ①世帯員1人あたり均等月賦で返済。
たり3万円を目安として 貸付が受けられない世帯
1世帯15万円を限度に貸 ①ボーナスなどの臨時収入
付。②担保・保証人は不要 があるか、他の共済制度な

で無利子。③償還は、1カ月に3カ月の据置期間を含

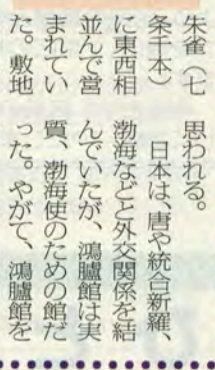
相談・貸付方法 貸付を希望される方は、健康保険証など住所と家族構成を明らかにできるものと印鑑を持って、相談日に福祉課（福祉事務所）へ。

夏季特別生活相談
特別生活資金貸付

付を受け、償還率が80%に満たない世帯。④償還能力に及ばないと認められる世帯。



「島原住吉神社
(住吉稻荷神社)」
(西新屋敷下之町)
縁遠い女性に
良縁の言い伝え
その昔、天和年間(1681~1683)に中
堂寺村に住む、住吉屋太
兵衛がここ島原に移り住
み、祠をしつらえて奉つ
たのがそもその始まり
である。住吉造の本殿に
奉られるご神体は、露禱
あらたかにして縁遠き女
性がこの社に祈願をすれ



之町の歌舞練場の屋内に奉られた。明治19（1886）年、道筋の西の突き当たりの小さな仮の祠に再びしつらえられ、明治37（1904）年に現在地に社殿を建立、ご神体を遷座して奉った。

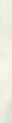
面積は、東西とも同じで、南北が約50㍎、東西が12㍎であった。

鴻臚館の建設は、遺跡の調査から平安建都と同じ頃とされ、記録では810年となっている。このことから、鴻臚館の建設が

維持するのが平安朝にと
って大きな負担となった
こともあって、839年に東
鴻臚館は廃され、西鴻臚
館のみが存続した。しか
し、残った西鴻臚館のそ
の後についてくわしく
はよくわかっていない。

「石標・東鴻臚館跡」

遷都するときの都市計画
にもともとあったものと



大正4（1915）年
京都市が史跡として石標
を建立、「此

（西新屋敷下之町）

平安期の迎賓館

鴻臚館とは、外国使節のための迎賓館で、平安京の鴻臚館は、七条大路



附近 東瀨
鹽館址一碑
が花屋町通
の突き当た
りにある。

6月下旬ごろ伺いします

7月1日現在で、全国一斉に平成11年事業所・企業統計調査と商業統計調査が行われます。

両調査とも今回は、調査内容の簡素化を図り、1回の記入で調査できるよう工夫していますので、調査票は一枚です。

調査の対象は、商店、工場、旅館、病院、社など全国約600万のすべての民営事業所です。

調査員が、調査票を持って各担当地域の事業所に6月下旬頃から伺います。

秘密は厳守されますので、調査への協力をお願いします。

問合せ 企画総務課統計担当





information

お知らせ



6 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31



下京あの日あの時
「山鉾巡行」 昭和16年頃の新町仏光寺上る。昭和31年までは、寺町松原を西へ巡行していました。(長江治男氏所蔵)

下京区役所

(区民部・福祉部・保健部)

保健 351・7101
区民部 351・9025
福祉 351・4439
福祉 351・8752

◆国民年金第3号被保険者該当届の届出はお済みですか
厚生年金保険・共済組合などに加入している方に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者の方は、国民年金の第3号被保険者となります。第3号被保険者該当届の届出をすれば、配偶者の加入する制度(厚生年金保険・共済組合など)から拠出金が支払われるので、個別に保険料を納めていただく必要はありません。この届出がされていないと、その期間は保険料を納めた期間と認められず、年金額が低額になったり、受けられない可能性がありますので、ご注意ください。

◆国民健康保険料通知書を郵送
平成11年度の保険料通知書は6月中旬に郵送します。国民健康保険は、年間の保険料を6月(1期)から翌年3月(10期)の10回に分けて納めていただきます。毎月の保険料を納期限(原則として月末)までに納付してください。納付には、便利な口座振替をご利用ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民年金第3号被保険者該当届の届出はお済みですか
厚生年金保険・共済組合などに加入している方に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者の方は、国民年金の第3号被保険者となります。第3号被保険者該当届の届出をすれば、配偶者の加入する制度(厚生年金保険・共済組合など)から拠出金が支払われるので、個別に保険料を納めていただく必要はありません。この届出がされていないと、その期間は保険料を納めた期間と認められず、年金額が低額になったり、受けられない可能性がありますので、ご注意ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。

◆国民健康保険料の納付が困難な事情のあるときは、早めにご相談ください。



障害児福祉手当

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給(所得制限あり)されます。ただし、障害基礎年金などを支給している方、肢体不自由児施設などに入所されている方は対象となりません。申請・

保健所からのご案内

ヘルスアップ教室		介護教室
日時	①6/29(火)②7/15(木) ③7/27(火)④8/3(火) ⑤8/10(火)⑥8/24(火)計6回 いずれも午後1時30分～	①6/25(金)②7/2(金) ③7/9(金)④7/16(金) 計4回。いずれも午前9時～11時45分
場所	A下京保健所(①②) Bヘルスピア21(③④⑤⑥)	下京保健所
内容	A医師の話、調理実習、運動など B体力測定、ストレッチ体操、腰痛予防、肩凝り予防など	寝たきりにならないための体の動かし方、保健・福祉サービスの利用の仕方など
費用	1500円(免除制度あり)	無料
定員	30名(定員になり次第締め切り)	30名(先着順)
対象	体重が気になる35～69歳までの健康な方で受講希望者は、4月以降の市民検診(基本健康診査)などの検診結果が必要です。	4回とも受講できる方。
申込方法	6月18日(金)までに電話で健康づくり推進課保健係(351-9025)へ。	

下京図書館
351・8196

お楽しみ会
日時 6月24日(木) 午後3時
内容 絵本の読み聞かせ「でんしゃがくるよ」・紙芝居「かいじゅうトラ・トットコ」・おりがみ「七夕のおかざり」
場所 1階幼児コーナー



下京青年の家
351・5636
351・5640

◆レクリエーション・カレッジ
日時 ①6月20日(日) 午前10時～午後5時。②7月4日(日) 午前10時～午後6時
内容 ①レクリエーション支援の構造、ダンスなど。②コミュニケーションゲーム、ニュースポーツなど

◆その他の青年の家
西陣(351・6700)
☆船岡山の草木染め。
中京(351・0640)
☆赤れんがプラザ集団ATP演劇公演。
東山(351・0619)
☆ロビン・ロイド・レクチャークンサート。
山科(353・4911)
☆タンベル体操、気功、自然食料理。

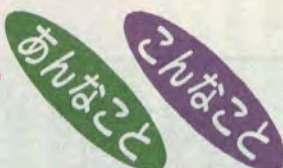
◆特設コーナー
「環境月間」関連図書コーナー
6月30日(水)まで
場所 3階特設コーナー

◆その他の青年の家
西陣(351・6700)
☆船岡山の草木染め。
中京(351・0640)
☆赤れんがプラザ集団ATP演劇公演。
東山(351・0619)
☆ロビン・ロイド・レクチャークンサート。
山科(353・4911)
☆タンベル体操、気功、自然食料理。

こんにちは、消ちゃんです。「防災情報119」を毎月読んでいただきありがとうございます。今月は、皆さんからの質問に消防署が答えします。



お答えします

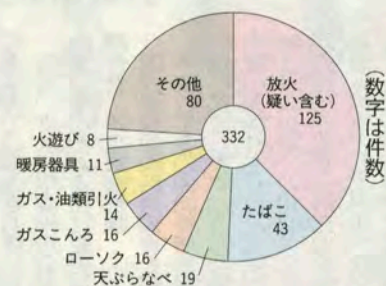


Q 「4月号で昨年の火災件数などの記事を読みました。火災を減らすためには、まず原因を知る必要があると思います。火災原因について教えてください」

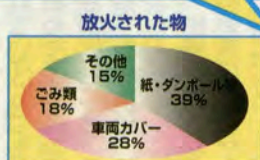
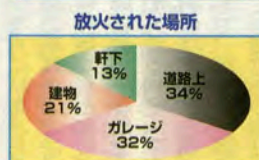
A 「昨年中の火災原因は、表1のとおりです。市内全体でも、下京区内でも放火（放火の疑いを含む）が最も多く、全火災件数の約37%を占めています。

2番目に多いのは、たばこや天ぷらなべなどとなっています」

平成10年中の火災原因(市内)



下京区内の放火火災の実態 (過去3年間)



Q 「火災原因のうち、最も多いのが放火と聞きました。どうすれば防げるのでしょうか？」

A 「放火を防止するには、地域の皆さんが協力し合うことが必要です。力を合わせて次の放火防止五か条を実践してください」

①家の周りには、燃えやすい物を置かないようにしましょう。②夜間、建物の周囲や駐車場は照明を点灯して明るくしましょう。③空き家、物置にはカギを掛けましょう。④車やバイクなどのポディーカバーは、燃えにくい物を使いましょう。⑤地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。

Q 「地震に備えた家具の転倒防止についての記事を読みましたが、わが家のような古い家は、建物自体が壊れないかと心配です」

A 「阪神淡路大震災で倒壊した家屋の特徴は、①築30年以上、②瓦葺きの屋根の重い家、③筋かいが少ない、④窓などの開口部が多く壁が少ないな

どでした。身の安全を守るためには、まず建物の耐震化を行う必要があるといえます。市では、住まいの耐震相談や木造住宅耐震診断士派遣などの事業を行っていますので、一度利用されてはいかがでしょうか」

Q 「急病やけがをした時などの応急手当の知識や方法を教えていただきたいのですが」

A 「消防局では、一人でも多くの方に応急手当を覚えていただくため、南区の市民防災センターで応急手当の目的・必要性や心肺蘇生法、止血法などの講習会を行っていますので、講習を受けて、いざという時のための応急手当を身に付けてください。

講習に関する問い合わせや申し込みは、消防署で受け付けています」

普通救命講習



消防・救急、防災に関する質問などは、下京消防署企画広報係まで。皆さんからの情報もお待ちしています。下京消防署 (☎361-4411)

大きく育て記念の木



緑豊かなまちへ熱き思い

誕生120周年を迎えた下京区と同じく、今年開店120周年を迎える三和銀行京都支店から、双方の記念にちなんで、下京区にある学校歴史博物館に、樹木120本が寄贈され、去る5月12日に、同博物館においてその贈呈式が行われました。

寄贈された樹木は、ハナミズキ、ゴルド・クレスト、平戸ツツジ、サツキの計120本。贈呈式に引き続き、山崎治平・同

下京区誕生
120周年

三和銀行京都支店も120周年

サツキなど記念植樹

学校歴史博物館へ120本

支店長、矢作勝美・京都市教育長、地元自治会役員、開智幼稚園児の皆さんらがスコップを手に、将来の緑豊かなまちを願って、記念植樹を行いました。

現在、平戸ツツジ、サツキの花が美しく咲いていますが、ハナミズキの開花時期は4月だそうです。来年の4月には、きっと素敵な花を咲かせて、学校歴史博物館を訪れる多くの人の目を楽しませてくれることでしょう。

スコップを手に願いを込めて



第43回市民憲章推進者

個人10名と7団体を市長表彰

市では、市民憲章の推進に積極的に取り組まれた方を市長表彰しています。去る5月31日京都府会において次の皆さんが樹本頼兼市長から表彰されました。

水谷 てる子さん (成徳)
水谷 富夫 さん (成徳)
片山 明子 さん (成徳)
福森 務 さん (成徳)
岡 恵三 さん (豊園)
小泉 昌子 さん (開智)
櫻田 佳正 さん (修徳)
柿本 禎三 さん (修徳)
柴田 隆三 さん (菊浜)
石田 清 さん (七条)
河原町グリーン商店街振興組合(永松)
安寧地域女性会 (安寧)

光徳地域女性会 (光徳)
七条地域女性会 (七条)
七条第三地域女性会 (七条第三)
北町二部町内会 (西大路)
京都駅周辺を美しくする会

みんなで応援しよう 区民バレーボール祭

白熱した戦いが繰り広げられる、区民バレーボール祭が行われます。選手の皆さんも、応援の方も大いにいい汗を流しましょう。

日時 6月27日(日)
午前9時30分試合開始
場所 京都市体育館・市民スポーツ会館(西京極)
問合せ 各学区体育振興会・区役所地域振興課 (☎371-7101)

あなたの飲み水は安全ですか？

マンションにお住まいの方、ビルでお仕事をされている方、あなたの住まいや職場の飲み水は大丈夫ですか。

マンションやビルで使われる飲用水の多くは、水道水をいったん受水槽にためてから給水する方式がとられています。

この受水槽が適正に管理されていないと、食中毒などの原因となることがあります。

ご自分で、給水栓での水の色や濁りなどのチェックを行うとともに、マンションやビルを設置、または管理をしている方に、適正な管理が常になされているかどうか、次の点について一度確認されてみてはいかがでしょうか。

①1年に1回、厚生大臣指定の検査機関で管理状況の法定検査(構造

上の検査)を受けている。

②1年に1回、受水槽や高置水槽の清掃を行っている。

③給水栓で、水の色・濁り・臭い・味などのチェックを定期的に行っている。

【マンション・ビルの設置者や管理者の皆さんへ】

下京区の厚生大臣指定検査機関は、(株)京都保健衛生協会(☎681-1727)です。

受水槽の有効容量が10トンを越える場合は、必ず法定検査を受けなければなりません。

受水槽の法定検査が、まだお済みでない方は、直接検査機関にお申し込みください。

飲み水の水質管理について、くわしいことのお問い合わせは、保健部衛生課(下京保健所☎351-9025)へ。

編集部から

第4回下京区基本計画策定懇談会が、6月16日(水)の午後1時30分から、渉成園(枳殻邸)において開かれます。懇談会では、21世紀を見据えた下京区のまちづくりについて、策定委員の皆さんが熱心な議論を重ねています。前回から懇談会が公開されました。傍聴者の定員は20名以内で、当日の午後1時から15分間先着順に受け付けをしています。どなたでも傍聴していただけますので、会議での発言を聞いて、これからの下京区のまちづくりを考えてみませんか。くわしくは、編集部までお問い合わせください。

編集部では皆さんからのご意見・ご感想をお待ちしています。
送付先 〒600-8588 下京区役所企画総務課 下京のひびき編集部